埼玉県　埼玉県県民健康センター
千葉県　千葉県教育会館
東京都　東京都教職員研修センター
神奈川県　神奈川県立総合教育センター　善行庁舎
新潟県　新潟県庁
富山県　富山県庁
石川県　石川県庁
福井県　福井県庁
山梨県　山梨県庁
長野県　長野県庁
岐阜県　岐阜県総合教育センター
静岡県　静岡県教育会館
愛知県　愛知県総合教育センター
三重県　三重県栄町庁舎
滋賀県　ピアザ淡海　滋賀県立県民交流センター
京都府　京都府庁　別館
大阪府　大阪府立労働センター（エル・おおさか）
兵庫県　兵庫県民会館
奈良県　奈良県庁
和歌山県　和歌山県立情報交流センター（ビッグ・ユー）
鳥取県　鳥取県庁
島根県　島根県庁　会議棟
岡山県　岡山県庁　分庁舎
広島県　広島県庁
山口県　山口県庁
徳島県　徳島県立総合教育センター
香川県　香川県天神前分庁舎
愛媛県　愛媛県庁
高知県　高知県教育センター　分館
福岡県　福岡県吉塚合同庁舎
佐賀県　佐賀県庁
長崎県　長崎県庁　新別館
熊本県　熊本県庁　行政棟新館
大分県　大分県庁　別館
宮崎県　宮崎県庁　附属棟
鹿児島県　鹿児島県庁　行政庁舎
沖縄県　沖縄県庁

三　出願の期限等

（一）出願の期限

平成二十八年八月二十二日（月）から同年九月九日（金）まで（同日までの消印があるものに限り受け付ける。）。

（二）その他

受験手続その他就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験に関する問い合わせは、文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課（東京都千代田区霞が関三丁目二番二号、電話番号〇三（五二五三）四一一一（内線二六四三）。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に行うこと。

さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号
千葉市中央区中央四丁目一三番一〇号
文京区本郷一丁目三番三号
藤沢市善行七丁目一番一号
新潟市中央区新光町四番地一
富山市新総曲輪一番七号
金沢市鞍月一丁目一番地
福井市大手三丁目一七番一号
甲府市丸の内一丁目六番一号
長野市大字南長野字幅下六九二番地の二
岐阜市薮田南五丁目九番一号
静岡市葵区駿府町一番一二号
愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾六八番地
津市栄町一丁目九五四番地
大津市におの浜一丁目一番二〇号
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
大阪市中央区北浜東三番一四号
神戸市中央区下山手通四丁目一六番三号
奈良市登大路町三〇番地
田辺市新庄町三三五三の九
鳥取市東町一丁目二七一番地
松江市殿町一番地
岡山市中区古京町一丁目七番三六号
広島市中区基町一〇番五二号
山口市滝町一番一号
板野郡板野町犬伏字東谷一番地七号
高松市天神前六番一号
松山市一番町四丁目四番地二
高知市大原町一三二番地
福岡市博多区吉塚本町一三番五〇号
佐賀市城内一丁目一番五九号
長崎市万才町三番二六号
熊本市中央区水前寺六丁目一八番一号
大分市府内町三丁目一〇番一号
宮崎市橘通東二丁目一〇番一号
鹿児島市鴨池新町一〇番一号
那覇市泉崎一丁目二番二号

○文部科学省告示第八十五号

平成十二年文部省告示第五十七号（文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件）の規定に基づき、平成二十七年文部科学省告示第百三十一号（平成十二年文部省告示第五十七号に規定する文部科学大臣が別に公示する都道府県について定める件）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の補助金等から適用する。

平成二十八年五月十一日

文部科学大臣　馳　浩

本則を次のように改める。

山形県、栃木県、群馬県、東京都、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県

○農林水産省告示第千百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）